

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標達成度に対する点検・評価シート

基本 施策	大項目 (施策群)	【施策目的】 基本指標 (長期目標：H17～H32)	基本指標達成度 (H17～H32)		施策目的を達成するための具体的取組と進捗状況				事業の実施概要 ・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	滋賀県 森林審議会 の評価等	対応方針 (森林審議会からの評価や外部要因の分析等を踏まえた県の対応方針)
			基本指標毎 上段：実績 下段：達成率	基本施策単位 (平均)	具体的取組	取組のねらい	戦略プロジェクト における実施目標 (中期目標)	実施目標達成率 (H17～H21)			
<b>1 環境に配慮した森林づくりの推進</b>											
(1) 多面的機能を発揮させる森林管理の推進	【施策目的】 森林の多面的機能を十分に発揮させるような森林整備に努める。	111 民有林に占める保安林面積の割合 H15 33% H21 35% H32 38%	34%	計算式 (62,317/184,418) = 33.8%	森林の保全と災害対策の推進 ・治山事業 ・森林病虫害防除事業 ・保安林適正管理(許認可)	森林の多面的機能を高度に発揮させるため保安林に指定し、山地災害から県民の生命財産を保全し、森林病虫害の被害を防止して、森林の保全に努める。	年間保安林指定面積 380ha/H20	<民有林に占める保安林面積> 森林の多面的機能を高度に発揮させるために、62,317haを保安林に指定。(民有林の33.8%)	・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	森林の多面的機能を高度に発揮させること、今後引き続き、重要な森林を保安林として指定し、特に琵琶湖の水源林としての機能に重点を置いて指定することとする。 保安林機能の発揮が不十分な森林に対しては、その機能の高度発揮を図ることを目的に、治山事業を重点として、また、財政的に厳しい状況下にあるものの、県民の生命や財産を守り、山地を保全するための治山事業は極めて重要であることから、その緊急性を考慮し、山地災害の復旧や保安林の整備を優先するなど、事業内容や事業箇所の絞り込みを行い、県民の安心と安全を実現できるように取り組んでいく。	森林の多面的機能を高度に発揮させること、今後引き続き、重要な森林を保安林として指定し、特に琵琶湖の水源林としての機能に重点を置いて指定することとする。 保安林機能の発揮が不十分な森林に対しては、その機能の高度発揮を図ることを目的に、治山事業を重点として、また、財政的に厳しい状況下にあるものの、県民の生命や財産を守り、山地を保全するための治山事業は極めて重要であることから、その緊急性を考慮し、山地災害の復旧や保安林の整備を優先するなど、事業内容や事業箇所の絞り込みを行い、県民の安心と安全を実現できるように取り組んでいく。 ニホンジカの防除対策については、従来より立木のテープ巻きや植栽木のネット等による保護、忌避剤の散布等を実施してきたが、森林への被害が依然として多発している現状を踏まえ、平成22年度より琵琶湖森林づくり県民税を活用し「湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業」(自然環境保全課)を実施し、森林被害の未然防止のための個体数調整の促進について、集中的かつ短期的に取り組むこととする。 路網整備については、間伐の推進と間伐材を搬出するための重点的な施策として実施していく。さらに、間伐および間伐材搬出を目的とする高性能林業機械の活用を促進するための費用の一部助成や技術者の育成、間伐材の利用拡大に向けた取り組みに対して支援措置を講じる。 人工林整備については、地球温暖化防止対策に貢献する視点から、森林所有者の森林整備への意欲を促進させるための支援策を講じる。 公共事業での間伐材利用の義務化については、個々の事業の条件などから、その実施は困難であるが、今後とも積極的な利用を関係機関等へ働きかけていく。 なお、間伐材の有効利用は、必ずしも進んでいる状況とはいえ、公共事業等に県産間伐材の利用を義務化するなどの制度化が必要との意見があった。
		112 山地災害危険地区における治山事業着手割合 H15 49% H21 57% H32 65%	16%								
(2) 人工林の特性に配慮した森林整備の推進	【施策目的】 環境に配慮しながら木材資源の循環利用をめざす森林については、地域の実情に応じた効果的・効率的な森林整備を推進する。また、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるよう整備管理していく森林へ転換する人工林については針広混交林へと誘導する。	121 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合 H15 64% H21 70% H32 90%	65%	計算式 (50.4-49)/(65-49) = 8.8%	環境林の推進	環境林の推進	【環境林面積】 H15 0ha(累計) H21 800ha(累計)	環境林整備事業については、放置森林を対象として強度間伐を実施し、その整備を進めた。 また、農地・農地の水源地域の手入れ不足人工林を対象に除間伐を実施し、その整備を進めた。 なお、環境林において下層植生がニホンジカに食べられている等の調査報告もあり、引き続き施工箇所のモニタリングを調査を実施する。	・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	環境林整備事業については、放置森林を対象として強度間伐を実施したことにより、広葉樹が伸張する条件を整えた。 また、農地・農地の水源地域の手入れ不足人工林を対象に除間伐を実施し、その整備を進めた。 なお、環境林において下層植生がニホンジカに食べられている等の調査報告もあり、引き続き施工箇所のモニタリングを調査を実施する。	
		122 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合 H15 64% H21 70% H32 90%	9%								計算式 (422-0)/(800-0) = 52.8%
(3) 天然林の保全管理の推進	【施策目的】 里山林については地域住民をはじめさまざまな主体による新たな森林整備の仕組みづくりを進める。また、奥地林については自然生態系の保全につとめると共に、必要に応じて森林の多面的機能が高度に発揮されるよう森林整備を進める。	123 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合 H15 64% H21 70% H32 90%	4%	計算式 (65-64)/(90-64) = 3.8%	間伐総合対策の推進	間伐総合対策の推進	【年間間伐材利用量】 H15 2,000m3/年 H21 4,000m3/年	間伐材を搬出し、製品として活用することで、資源の循環と二酸化炭素の固定による地球温暖化防止に貢献する。 ・間伐材の炭素貯蔵効果など環境面で評価した価格での買い取りへの支援 ・間伐材の利用を促進するため、簡易な間伐材搬出路作設を支援	・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	間伐材の搬出を必要とする人工林整備割合の達成率が4%と低いレベルにとどまっております。今後十分な対策と進捗を図る必要があります。 ・間伐材搬出対策事業(H20より実施) 8,556mの間伐材搬出路を作設し、積極的な間伐材の搬出作業を支援した。 ・木製品利用促進事業(前年度「環境保全につなぐ間伐材製品利用促進事業」) 間伐材製品の利用促進を効果的に推進するため、市町等への補助事業等を通じて、木の良さのPRに努めた。	
		124 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合 H15 64% H21 70% H32 90%	4%								計算式 (2,525-1,920)/(2,600-1,920) = 89.0%

## 資料 2

基本指標達成度 : 0-29% : 30-49% : 50-69% : 70-89% : 90%以上 また、前年度と比して増加している場合：「向上」、変わらない場合「現状維持」、減じている場合「低下」を記入する。

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標達成度に対する点検・評価シート

基本 施策	大項目 (施策群)	【施策目的】  基本指標 (長期目標：H17～H32)	基本指標達成度 (H17～H32)		施策目的を達成するための具体的取組と進捗状況				事業の実施概要  ・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	滋賀県 森林審議会 の評価等	対応方針  (森林審議会からの評価や外部要因の分析等を踏まえた県の対応方針)	
			基本指標毎 上段：実績 下段：達成率	基本施策単位 (平均)	具体的取組  戦：戦略プロジェクト (中期目標H17～H21)	取組のねらい	戦略プロジェクト における実施目標 (中期目標)	実施目標達成率 (H17～H21)				
<b>2 県民協働による森林づくりの推進</b>												
(1) 県民の主体的な参画の促進	【施策目的】 県民が主体的に森林づくりに参加できるよう森林・林業の情報提供や上下流連携による森林づくり活動を進める。また、流域の森林づくりの在り方、進め方について、ひろく県民が協働で活動できる組織の整備や活動を支援する。	211 森林づくり活動を実践している市民団体等の数 H15 30団体 H21 60団体 H32 90団体	99団体	戦	「上下流連携の森づくり」や「湖国のみどりづくり」の推進	琵琶湖の水源としての森林の重要性が認識されるように、下流の市民団体、ボランティア等と上流の森林所有者との上下流連携による森林づくり活動やみどりづくりを支援する。			「上下流連携の森づくり」は、従来事業の林業普及や、琵琶湖森林づくり県民税事業の協働の森づくりの啓発事業として実施した。 甲賀市と大阪府豊中市との連携活動(3回)、琵琶湖森林づくりパートナー協定(1件締結)	【県民の主体的な参画の促進】 事業は施策の目標に照らして概ね妥当である。基本指標の伸び率は順調で、概ね期待した効果が上がってきている。事業手法は概ね効率的であるが、更に効果を上げられるような手法を検討する必要がある。	森林づくり活動を実践している市民団体は、全県下にわたり森林整備や里山保全活動など様々な活動を展開されている。退職者や学生を中心とした団体はもとより、今後もより多くの人が森林づくりに参画できるよう、広報活動や森づくり交流会、びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間での森林づくりの取り組みなど、協働の森づくりの普及啓発を一層進めていく。また、既活動団体の継続的な活動支援のため、各団体の活動情報の収集、PRのためのHPの作成、情報交換の促進を目的に、県民協働提案事業として、琵琶湖森林づくりサポート事業を実施する。	
					みんなの森づくり活動支援事業	県民が森林づくりに積極的に参画するための場づくりや森林づくり活動、組織づくりを支援する。	【森林づくり活動市民団体年間延べ活動日数】 H15 190日/年 H21 400日/年	延べ482日				48団体に対して助成した。活動支援により森林づくり活動が活発となり、森林づくり活動を実践している市民団体の数が増加し、活動日数も増加した。今後は既に設立された団体が、継続して活動できるような、情報交換や発信への取り組みを進めていく必要がある。
					みんなを始めよう森づくり活動提案公募事業	・森林づくりや資源利用、森林環境学習や人材育成など、地域のNPO等から提案のあった活動に対して助成	【流域森林づくり委員会設置数】 H15 0地区 H21 7地区	6地区				139%
(2) 里山の整備・利活用の推進	【施策目的】 県民の身近に存する里山については、県民協働で行う森林の整備保全活動を支援する。	221 里山整備協定林の数 H15 0箇所 H21 10箇所 H32 40箇所	9箇所	戦	流域森林づくり委員会推進事業	・地域の合意形成を図りながら地域にあった森林づくりのために主体的に活動する組織づくりとその運営に対して支援			平成21年度目標の90%を達成した。市町、森林所有者、里山保全団体の協定に基づく実効性のある事業であることから、協定に基づく活動の継続と協定の拡大が重要である。	【里山の整備・利活用の推進】 事業は、目的に照らして適切であり、事業手法も概ね効率的である。現時点では効果は十分に上がっているとは言いが、改善を加えることにより目標年度における効果の達成は可能とみられる。	多様な主体による森林づくりを推進するため、琵琶湖森林づくりパートナー協定の締結を次年度より新たに戦略プロジェクトの目標に掲げ、取り組んでいく。また、地球温暖化防止に対する森林づくりの貢献度を評価するなど、新たな価値を生み出す仕組みを検討し、必要な支援を講じていく。	
					みんなの森づくり活動支援事業	・里山をフィールドに、計画から実行まで地域が協働して取り組む継続的な里山保全活動への支援	【流域森林づくり委員会設置数】 H15 0地区 H21 7地区	6地区				86%
(3) びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間の取り組み	【施策目的】 びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間が定着するよう様々なメディアを通じて普及啓発を行う。	231 びわ湖水源のもりづくり月間の森林づくり(取り組み)への参加者数 H15 1,583人 H21 3,000人 H32 13,000人	6,742人	戦	流域森林づくり委員会推進事業	・地域の合意形成を図りながら地域にあった森林づくりのために主体的に活動する組織づくりとその運営に対して支援			【流域森林づくり委員会設置数】 H15 0地区 H21 7地区	【流域森林づくり委員会設置数】 H15 0地区 H21 7地区	【流域森林づくり委員会設置数】 H15 0地区 H21 7地区	【流域森林づくり委員会設置数】 H15 0地区 H21 7地区
					みんなの森づくり活動支援事業	・里山をフィールドに、計画から実行まで地域が協働して取り組む継続的な里山保全活動への支援	【流域森林づくり委員会設置数】 H15 0地区 H21 7地区	6地区				
<p>基本指標達成度 : 0-29% : 30-49% : 50-69% : 70-89% : 90%以上 また、前年度と比して増加している場合：「向上」、変わらない場合「現状維持」、減じている場合「低下」を記入する。</p>												

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標達成度に対する点検・評価シート

基本 施策	大項目 (施策群)	【施策目的】  基本指標 (長期目標：H17～H32)	基本指標達成度 (H17～H32)		施策目的を達成するための具体的取組と進捗状況				事業の実施概要  ・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	滋賀県 森林審議会 の評価等	対応方針  (森林審議会からの評価や外部要因の分析等を踏まえた県の対応方針)
			基本指標毎 上段：実績 下段：達成率	基本施策単位 (平均)	具体的取組	取組のねらい	戦略プロジェクト における実施目標 (中期目標)	実施目標達成率 (H17～H21)			
3 森林資源の循環利用の促進											
(1) 県産材の利 用の促進	【施策目的】 住宅建築や公共事業などへの県産材の利用拡大 のための仕組みづくりに取り組み、地産地消を 進める。	311 製材需要に占める県産材の割合  H15 19% H21 24% H32 32%	30%	戦	県産材利用の推進 ・公共施設等木造化・木質化 推進 ・木材利用の普及啓発事業	県産材の利用を促進するため、公共施設 等の木造化・木質化を図り、県産材を活用 した住宅の情報発信や研修会の開催など による県産材利用拡大の取組を推進する。	-	-	製材需要に占める県産材の割合 県産材23,000m <sup>3</sup> /本県製材需要量77,000m <sup>3</sup> = 29.9%  ・一般県民を対象に地域材で家造り見学会を開催するなど、 木材利用の普及啓発、未来へつなく木の良さ体感事業等を通 じて普及した。  ・高性能林業機械の導入を支援した。 (甲賀郡森林組合フォワード) ・林業・木材産業の経営改善のための設備資金や事業の合理 化を推進するための運転資金の貸し付けを実施した。	【県産材の利用の促進】 全体的に、事業は施策の目的に照らして概 ね妥当である。基本指標達成度、実施目標達 成率とも高く、概ね期待した成果が上がっ てきているが、さらなる向上が求められる。 事業手法も概ね効率的だが、更に効果的とな るよう事業手法等を検討する必要がある。特 に基本指標については、現在「製材需要に占 める県産材の割合」としているが、県産材の 総需要量をより適切に表現できる指標に改め る必要がある。 木の香る淡海の家推進事業については、事 業手法が見直され、一定の成果が見られる。 その一方で、地域材での家造りの普及啓発等 は、積極的に行われているものの、木材流通 の仕組みにのった利用には至っておらず、事 業者や施工等を巻き込んだ動きに育ててい くための取り組みが今後さらに必要である。 その他、公共施設の木造化に対しては、直 に携わっている設計事務所や製材業者・加工 業者に、県産材の使用を促していく戦略を考 えるべきとの意見や、動物誘導柵に利用され ていた間伐材柱が、鉄製に変更された事例 などがあり、単なる経費的なことだけでなく、 総合的な価値観で県産材の活用を図る必要 があるとの意見や、さらに、びわ湖材の供 給やびわ湖材産地証明制度にかかる認定業者 数の増加など、制度の浸透がみられるが、こ の指標がそのまま県産材の利用状況を表して いるかは疑問との意見があった。 木の学習機整備事業は、木の良さやぬくも りが体感出来る事業で、児童・生徒にとつ ても良いと思われ、多くの方に県民税の活用 の有効性をアピールできる有効な取り組みと して評価できる。 なお、将来的には全県下の学習機・椅子が 県産材製となるよう積極的な推進が必要であ るとの意見があった。	
					林業・木材産業の振興対策 ・林業・木材産業振興施設整備 ・林業関係資金	木材加工・流通体制の整備合理化を推進 するために、需給情報の提供や供給拠点 づくりの取組を促進する。	-	-			
					未来へつなく木の 良さ体感事業	木の温もりや良さを体感する機会を県民 に提供することで、滋賀の風土にあった 地域の木を積極的に使うことを啓発す る。	達成率：基本施策毎に単純平均 (51+210)/2 = 130.5%				
					木の香る淡海の家推進事業	木材の地産地消の普及啓発を進めるた め、県内に住宅を建てる県民の方に一戸 当たり最高 100本のびわ湖材の柱材等 を無償提供する。	(H16～累計) 251棟	131%			
					木の学習機整備事業	小中学校に木の学習機を導入すること で、子どもに対して森林の大切さや木の 良さを普及啓発する。	【県産材の学習機累積導 入数】 (H12からの累計) H15 2,700セット H21 16,200セット	(H12～累計) 9,613セット			
					「びわ湖材」 産地証明事業	輸送に伴う二酸化炭素の排出を低減す るなどの地球温暖化防止の観点から、当 面、間伐材を中心とした県産材の産地を 明確にし、消費者に供給する。	【県産材産地証明割合】 H15 - % H21 20%	42%			
(2) 森林資源の 有効な利用の 促進	【施策目的】 森林資源の環境に配慮した新しい利用や有効な 活用のための調査研究・技術開発を支援する。	-	-	戦	未来へつなく木の 良さ体感事業  ・森の資源研究開発事業	森林資源や森林空間を活用した試験 研究を行うとともに、研究開発を行う企 業、研究機関、NPO、市町等を支援	-	8団体	【森林資源の有効な利用の促進】 事業は目的に照らして適切であり、実施目 標数値に達し、概ね期待した効果が上がっ てきており評価できる。しかし、事業手法に ついては効率的とはいえず検討が必要であ る。間伐材の利用促進との関係を含め、森林 資源の有効利用については、人工林を対象と した木材の使用・用途のみでなく、広葉樹材 などの利用のための仕組みづくり、木質パイ オマスやその他の用途についても積極的に検 討していく必要がある。		
				森林の新た な活用と 研究の推進	-	-					

基本指標達成度 : 0-29% : 30-49% : 50-69% : 70-89% : 90%以上 また、前年度と比して増加している場合：「向上」、変わらない場合「現状維持」、減じている場合「低下」を記入する。

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標達成度に対する点検・評価シート

基本 施策	大項目 (施策群)	【施策目的】  基本指標 (長期目標：H17～H32)	基本指標達成度 (H17～H32)		施策目的を達成するための具体的取組と進捗状況				事業の実施概要  ・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	滋賀県 森林審議会 の評価等	対応方針  (森林審議会からの評価や外部要因の分析等を踏まえた県の対応方針)
			基本指標毎	基本施策単位 (平均)	具体的取組	取組のねらい	戦略プロジェクト における実施目標 (中期目標)	実施目標達成率 (H17～H21)			
4 次代の森林を支える人づくりの推進											
(1) 森林所有者等の意欲の高揚	【施策目的】 森林所有者・林業従事者が生き生きと森林づくりに取り組めるよう森林整備情報の提供や技術指導に努める。	411 地域の森林づくりを推進する集落数	56集落	41%	森林・林業の担い手確保育成 ・林業普及指導事業 ・林業後継者育成 ・林業技術研修	森林整備に意欲ある森林所有者や林業従事者を確保するため、森林整備情報や技術情報の提供、就業相談、森林管理技術の研修等に取り組む。	【60歳以下の作業員の占める割合】 H15 46% H21 55%	59%  144%	<60歳以下の作業員の占める割合> 森林作業員384人のうち、60歳以下は229人であった。 229人/384人 = 59%  (参考) H17末：森林作業員数478人(うち、60歳以下235人)  ・森林管理技術者養成講座や高性能林業機械オペレーター養成研修等を実施した。	【森林所有者等の意欲の高揚】 事業は目的に照らして適切、基本指標数値の伸びは順調で、概ね期待した効果が上がってきている。事業も概ね効率的であるが、さらに効率的となるような手法の検討が必要である。特に、森林所有者に対しては、森林にかかる様々な作業に対する技術的な相談だけでなく、育てた木が実際にどのように使用されるか、どの過程でどのようなことが起こっているかについて、目を向けてもらう取り組みが必要である。 また、ハード面での普及活動は積極的に行われ、それなりに評価できるが、所有規模の非常に小さい森林所有者は、その考え方が多様であり、低コストを目標とする集約化施策が思うように捗らない現実がある。 なお、森林所有者の社会的責務の周知と森林の整備意欲の高揚のためのソフト面での施策の展開をもっと工夫すべきとの意見があった。	森林所有者の林業経営に対する意欲の高揚に向けては、地域が一体となって集約化、低コスト化に取り組んでいけるよう、現地検討や研修の実施、地域のリーダーの支援などに取り組む。
		H15 25集落 H21 75集落 H32 100集落	計算式 (56-25)/(100-25)=41.3%	「向上」							
(2) 森林組合の活性化	【施策目的】 森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう、組織体制の充実と人材の育成に対して支援する。	421 受託契約に占める長期にわたる契約の割合	74%	160%	森林組合の活性化 ・林業労働力対策事業	森林組合改革プランで目指す中核組合を基本に1県1組合をめざすとともに、林業労働力確保支援センターと連携し、森林整備の担い手となる人材の育成に努める。	【森林組合数】 H15 17組合 H21 7組合	10組合  70%	<森林組合の受託契約に占める長期契約の割合> 長期(5年以上)の施業契約者数1,920人/施業の受託契約者数2,595人 = 74.0%  <森林組合数> 平成20年度、10組合。 滋賀県森林組合連合会が森林組合を育成・強化するために 行う指導への助成、森林組合が行う素材生産等に対する資金 面での助成を実施した。	【森林組合の活性化】 事業は施策の目的に照らして概ね妥当、基本指標数値の伸びも順調で、期待した効果が上がってきており、概ね効率的である。しかし、現在の林業従事者の技能を継承する後継者づくりのため、担い手の育成について更に積極的に取り組むべきである。 なお、中山間地域、特に限界集落での雇用や定住促進につながる施策が必要との意見があった。	森林所有者の林業経営に対する意欲の高揚に向けては、地域が一体となって集約化、低コスト化に取り組んでいけるよう、現地検討や研修の実施、地域のリーダーの支援などに取り組む。
		H15 10% H21 20% H32 50%	達成度：基本施策毎に単純平均 (41 + 160) / 2 = 100.5%	(101%)							
(3) 森林環境学習の推進	【施策目的】 県民に森林の多面的機能についての理解と関心を深め、森林づくりへの参加意欲の高揚に努める。	森林環境学習「やまのこ」事業	8箇所	78%	森林環境学習 「やまのこ」事業	子どもや大人を対象とする森林環境学習(生涯学習含む)をすすめて、次代の森林づくりを支える人を育成する。	【森林環境学習の指導員が常駐する施設数】 H15 1箇所 H21 10箇所	8箇所  78%	県内の小学4年生が体験をとおして森づくりを学習する森林環境学習「やまのこ」事業を実施する。 平成19年度 115校 平成20年度 202校 目標：県内の全ての小学校(市町立、国立、私立、特別支援学校) 246校 課題：子供たちが体験を通して森林への理解を深めるため、ゆとりあるプログラムの充実を図る必要がある。また、小学校ばかりではなく、様々な世代への森林環境学習を展開する必要がある。	【森林環境学習の推進】 事業は目的に照らして大変適切である。基本指標の伸びも順調で、概ね期待した効果が上がってきており、事業手法も効率的である。子どもたちが体験したことが、保護者等に伝わり、その波及効果は非常に大きい。木を伐ることが罪悪であるような観念が教育によって改められ、新たな視点に立った森林整備の必要性を感じ取ってくれている。また、現在の基本指標は森林環境学習の指導員が常駐する施設の数となっており、あらためて、森林環境学習への参加者など、より全体を評価できる指標の検討が必要である。 なお、「やまのこ」事業を学校だけに頼らず、地域の森林組合と一緒に活動し、担い手育成も兼ねて、次世代の子どもたちに山の大切さを直接伝えるようにすべきとの意見や、県内小学校4年生だけでなく小・中・高と計画的に実施していく必要があるとの意見や、「子どもや大人を対象とする取り組み」に対して、企業や地域を単位に大人が学ぶ場づくりも必要との意見、「やまのこ」事業の条件整備と制度拡充を求める意見があった。	体験学習を通じて森林への理解を深めるため、小学4年生を対象とした森林環境学習「やまのこ」事業をH19から開始し、平成21年度で、県内のほぼ全ての小学校が参加の見通しとなった。今後も引き続き、学習効果を高めていくため学習プログラムの充実を図るほか、専任指導員と学校教員が連携、専任指導員や教員の指導向上のための研修を充実させていく。また、小学校4年生以外の小中高校生、企業の関係者等、さまざまな世代に対しても、「やまのこ」施設の指導員を中心に学習が進められるよう条件整備を進めていきたい。なお、平成21年度の基本計画の見直しにおいて、新たに「森林環境学習の年間受講者数」を戦略プロジェクトの目標に設定し、森林環境学習の取り組みの成果をより明確に示していくこととしている。
		計算式 (8-1)/(10-1) = 77.8%	戦	森林環境学習の推進							

基本指標達成度 : 0-29% : 30-49% : 50-69% : 70-89% : 90%以上 また、前年度と比して増加している場合：「向上」、変わらない場合「現状維持」、減じている場合「低下」を記入する。